

発議第9号

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

平成29年9月29日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 山口 邦 政

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

平成 年 月 日

条例第 号

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「報酬は、」の次に「その月の現日数を基礎として」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、異動のあった月の議員報酬は、_____日割をもって計算した額とし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、異動のあった月の議員報酬は、<u>その月の現日数を基礎として</u>日割をもって計算した額とし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。